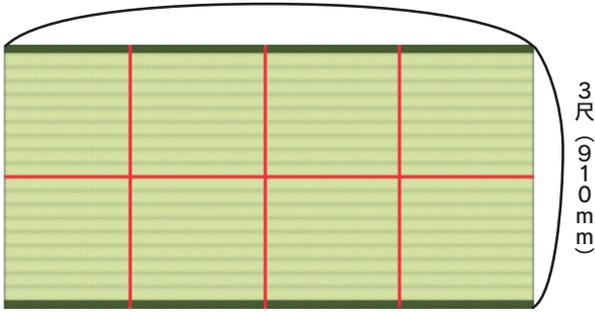


6尺 (1,820mm)



赤線部分で裁断すると1辺が50cm以下となり、産業廃棄物でなければ受入れできます。ノコギリ（電動ノコギリ、丸ノコ）等で裁断することができます。裁断作業をする際は、糸に注意してケガをしないよう十分に気を付けてください。

置は裁断してから捨ててください

クリーンステーション那須に持ち込まれた置は、広域クリーンセンター大田原に搬入し、破碎した後、焼却処理されています。しかし、年間4千枚を超える置を受け入れており、粗大ごみ破碎机での処理が間に合わない状態です。

搬入者	一般家庭	事務所	置店	建設業者 (解体業者)
置の素材				
天然素材	○	○	○	×
プラスチック類	○	×	×	×

○…排出者自らがクリーンステーション那須に持ち込む場合、または一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する場合、受入可
 ×…産業廃棄物に該当するため、受入不可
 置店は、一般家庭と事業所の置替えに伴い発生する天然素材の旧置の処分を依頼された場合のみ受入できます。
 旧置の発生場所1カ所あたりの1日の持込み量は、1辺が50cm以下に裁断されたもの10置分とします。
 必要に応じて発生場所の現地確認を行います。

- 破碎機の負担を軽減させるため、6月1日から広域クリーンセンター大田原で受け入れる置は、1辺が50cm以下に裁断されたもののみとなります。ご理解とご協力をお願いいたします。
- ▼注意事項
 - ・住居の改築または解体を業者（建設業者や解体業者）に依頼した場合、廃棄する置は産業廃棄物の繊維くずに該当します。施工業者に処分の義務があるため、クリーンステーション那須では、受入れできません。
 - ・業者による住居の改築または解体により廃棄する置を施工依頼者（施主）が自身でクリーンステーション那須に搬入する場合も、受入れできません。工事を施工した業者にご相談ください。
 - ・建設業者や解体業者が、産業廃棄物として処理が必要な置を一般廃棄物として置店に処理を依頼することはできません。
 - ・クリーンセンター大田原へ直接搬入する場合も同様に裁断が必要となります。
- ▼問合せ
 - 環境課環境衛生係
☎ 72 6916
 - クリーンステーション那須
☎ 74 0420
 - クリーンセンター大田原
☎ 0287・20・2270

廃棄物の野焼きは法律で禁止されています！

ダイオキシン類排出抑制と廃棄物の適正処理の観点から、一部の例外を除き、廃棄物の野外焼却は禁止されています。ドラム缶等を使用してごみを焼却することも野外焼却に該当します。これに違反すると懲役および罰金に処せられる場合があります。「にいがた洗濯物について困る」といった苦情も多く寄せられ、野外焼却は周辺も大変迷惑しています。

家庭から出る廃棄物は、町のみ収集を利用する等、適切な方法で処理しましょう。

▼例外

- ・廃棄物処理法の処理基準に適合した焼却炉で焼却する場合
- ・農業、林業または漁業を営むた

※例外により焼却を行う場合であっても、周辺の生活環境への影響が認められるときには、中止していただいたり、改善指導の対象になります。

※ビニールやプラスチック類は絶対に焼却を行わないよう注意してください。

野生鳥獣防護柵の資材費の一部を助成します

野生鳥獣による農作物被害や、観光事業所への鳥獣侵入による観光客への被害を防ぐため、野生鳥獣防護柵の設置に係る資材費の一部を助成します。ただし、資材購入前に申請が必要です。

▼対象

- 町内に10a以上の農地を耕作し、生産販売を行っている農業者
- 鳥獣侵入防止用の防護柵を必要としている観光事業者

※家庭菜園は補助対象外です。

▼取付、設置費は除きます。

▼補助額 防護柵の資材購入費の3分の2以内（個人は上限20万円、団体と法人は30万円）

▼申請・問合せ 農林振興課林務係
☎ 72 6912

また、予算額が決まっているため、新規申請者を優先します。

▼要件 野生鳥獣防護柵資材（電気柵、トタン板、ワイヤーメッシュ等）の新規購入に限ります。

▼問合せ 環境課環境保全係
☎ 72 6916